

基本計画部会第4WGの審議状況について(報告)

(第5回会合～第6回会合)

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第5回） 議事概要

1 日 時 平成20年3月21日（金）13：30～15：30

2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室

3 出席者

廣松座長、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

4 議事次第（1）行政記録情報の活用について
（2）その他

5 議事概要

（1）行政記録情報の活用について

事務局から、資料1～4に基づき、行政記録情報の統計作成への活用ニーズ等の調査結果に関する説明が行われた。

総務省（統計局）財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省から、「既に統計作成に行政記録情報を活用している例」及び「今後統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例」に関する説明が行われた。

上記、の説明を踏まえ、行政記録情報の活用に係る課題と対応方策、活用推進のための仕組み等について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《統計作成に有用と考えられる行政記録情報》

- ・ 統計作成に行政記録情報を活用している例が少なすぎる。まだまだ利用可能な行政記録情報が数多くあるのではないかと。
- ・ 行政記録情報を活用する際の支障の一つとして、当該情報が電子化されていないことがあるが、近年、徐々に各種申請、届出等が電子化されつつあるので、活用できる行政記録情報は増えているのではないかと。
- ・ 行政記録情報の活用の例が少ないとのことだが、貿易統計、出入国管理統計、金融財政統計は全て行政記録情報により作成されており、かつ非常に膨大な数の統計が存在していることから、この点を整理しておく、当該活用について多くの人の理解が得られやすいのではないかと。
- ・ レセプト情報については、今後、電子化が進み、統計作成への活用が可能になれば、慎重な取扱いが必要であっても、政策立案にとって不可欠なものになる。

《行政記録情報の活用に係る課題と対応方策》

- ・ 行政記録情報の閲覧内容、閲覧手続、閲覧期間等が地方公共団体により異なることは、統計作成への活用に大きな支障であり、かつ、合理的な理由があるとも思えないため、統一することが必要である。
- ・ 市区町村別の人口移動の統計は、基幹統計に相当する重要な統計であると考えられるが、これが住民基本台帳の活用に際し国民のコンセンサスが得られないという理由で作成できない状況にあることは問題である。
- ・ 住民基本台帳の情報の場合、基本4情報については、電子化された形で容易に把握できる可能性があるが、それ以外の情報については、法律上、職員が市区町村に行き台帳を閲覧し転記する方法でしか把握できないため、膨大なコストがかかり現実的ではない。
- ・ 行政記録情報のうち、法人に関する情報については、その社会的責任の観点から明らかにすることが必要とされる時代なので、営業上の秘密に該当する部分は除き、きちんと利用することを明確にすべき。また、個人に関する情報についても、個人が特定できない範囲のものであれば、理由を明確にして利用すべき。
- ・ 仮に、行政記録情報の内容が、本来、統計上必要とする時点と多少異なっていたとしても、調査環境が非常に厳しくなっている状況を勘案すれば、それを推計技術によって修正した上で統計作成に活用した方が、別途、統計調査を実施して低い回収率のデータで統計を作成するよりも、より良い統計ができる。
- ・ 税務データについては、これまで極秘扱いされてきたが、データ全てが税務行政以外に使用できないというのはあまりにも一方的であり、どこまでが極秘扱いとすべきで、どこからが利用可能なのか少し掘り下げる必要がある。
- ・ 法律で守秘義務が規定されているからといって一切外部に情報を出せないと解する必要はない。情報公開法の制定時においても、守秘義務違反とは、服務規律に違反して情報を漏らすということであるから、情報公開法に基づいて情報を開示することは守秘義務違反の構成要件に該当しないと整理されている。したがって、守秘義務規定がある場合でもそれが服務規律違反と言えないケースが当然ある。

《活用推進のための仕組み》

- ・ 統計作成上極めて必要性の高い事項については、関係する行政記録情報の保有部局に対し、法令改正を行い、行政記録情報の収集目的に反しない範囲で、行政記録の様式の中に追加してもらうよう要請したらどうか。そうすれば、別途統計調査を実施する必要もなくなり、調査コストの削減にもつながるのではないか。
- ・ 従来のような統計調査のみが統計を作る手段であるという考え方は改めるべき。エネルギー分野においては、省エネ法の定期報告等のデータは総合エネルギー統計を作成するために使うこととなっており、また、統計精度の向上のため、電力会社やガス会社に対し業務データを提供するよう働きかけも行っている。こうしたことは多くの行政分野で行われていると思う。
- ・ 政策評価の実施や関係行政の改善のために必要なデータは数多くある。例えば、新たに事業を実

施する際に、初めから関係するデータを把握できるようにしておかないと事後の評価ができないということもある。したがって、行政記録情報への統計関連事項の追加の理由として、単に統計作成のためということだけでは抵抗があるかも知れないが、政策のレビューや改善のためであり、それが翻って国民や企業のためにもなるという説明ならば、行政記録情報保有部局の理解が得られ、法令改正も可能となるのではないかと。

- ・ 行政記録情報の統計作成への活用にあたっては、活用のための作業を行政記録情報保有部局が行うのか、それとも統計作成部局が行うのかを明確にすれば、当該活用が推進されるのではないかと。
- ・ 行政記録情報については、直接統計作成に活用できるか、また、直接活用できなくても補助情報として活用できるかを実験的に検証する必要があると、そのための枠組みを整備すべきである。
- ・ 行政記録情報の統計作成への活用を推進するため、統計作成部局に対し、新たな統計を作成しようとする際は、活用できる行政記録情報を探することを義務付けたらどうか。
- ・ 一つの解決策として、統計作成部局から行政記録情報保有部局に対し、個人、企業等が特定されない形で、こういう情報がほしいと依頼する方法があるのではないかと。こうした方法であれば、行政報告として原情報を提供した個人、企業等の心理的負担も緩和できるのではないかと。

(2) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は、4月8日(火)の14:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

既に統計作成に行政記録情報を活用している例(一覽表)

省庁名	活用先の統計名	行政記録情報名	活用方法の形態
総務省	国勢調査	住民基本台帳	欠測値等の補完
総務省	家計消費状況調査	住民基本台帳	母集団情報として活用
総務省	経済センサス	商業・法人登記データ	母集団情報の捕捉
財務省	民間給与実態統計調査	登記情報	母集団情報として活用
厚生労働省	人口動態調査	戸籍法に基づく出生、死亡、婚姻及び離婚の届書 死産の届出に関する規程に基づく死産の届出	行政記録情報だけから統計を作成
厚生労働省	医療施設動態調査	医療法に基づく医療施設の開設、廃止、変更等の届出	行政記録情報だけから統計を作成
厚生労働省	毎月勤労統計調査	雇用保険法に基づく雇用保険適用事業所設置届	新設等の事業所を調査対象候補として活用
厚生労働省	労働安全衛生特別調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「保険関係成立届」等に基づき作成された台帳	母集団情報として活用
厚生労働省	労働災害動向調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「保険関係成立届」等に基づき作成された台帳	母集団情報として活用
厚生労働省	労務費率調査	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「保険関係成立届」等に基づき作成された台帳	母集団情報として活用

省庁名	活用先の統計名	行政記録情報名	活用方法の形態
厚生労働省 (社会保険 庁)	国民年金被保険者実態調査	国民被保険者ファイル	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
農林水産省	海面漁業生産統計調査	漁獲成績等報告書	行政記録と調査統計から統計を作成
農林水産省	畜産統計調査	牛个体識別台帳	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
農林水産省	遊漁採捕量調査	遊漁船業者登録簿	母集団情報として活用
経済産業省	石油製品需給動態統計調査、 石油輸入調査、石油設備調査	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいた 申請・届出	母集団情報として活用
経済産業省	知的財産活動調査	特許法に基づく特許・実用新案・意匠・商標出 願人データ	母集団情報として活用
国土交通省	建設工事統計調査、住宅用地 完成面積調査	建設業許可情報	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
国土交通省	自動車輸送統計調査	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用
国土交通省	自動車燃料消費量調査	自動車登録ファイル、軽自動車検査記録簿	行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報として活用 統計の正確性等の検証
国土交通省	旅行・観光消費動向調査	住民基本台帳	母集団情報として活用

今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例(一覧表)

省庁名	活用先の統計名	行政記録情報名	活用方法の形態
総務省	住民基本台帳人口移動報告	住民基本台帳	行政記録情報だけから統計を作成(データの追加)
総務省	経済センサス	税務データ	行政記録情報だけから統計を作成 行政記録と調査統計から統計を作成 母集団情報の捕捉
総務省	経済センサス	保険関係成立届	母集団情報の捕捉
総務省	経済センサス	雇用保険適用事業所設置及び 廃止の届出書	母集団情報の捕捉
財務省	法人企業統計調査	有価証券報告書データ	行政記録と調査統計から統計を作成
農林水産省	漁業センサス	漁船登録データ	行政記録と調査統計から統計を作成
経済産業省	(検討中)	法人税法等により申告が義務 付けられているデータ	行政記録と調査統計から統計を作成
国土交通省	法人土地基本調査	固定資産課税台帳	行政記録と調査統計から統計を作成

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第6回） 議事概要

1 日 時 平成20年4月8日（火）14:00～16:45

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、内閣府、総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

前原金一内閣府官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会主査（審議協力者）

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について
（2）データ・アーカイブの整備について
（3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

前原金一内閣府官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会主査から、資料1に基づき、当該分科会での統計調査業務における民間事業者の活用に係る取組状況等に関する説明が行われた後、当該活用の実例に関する審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 民間事業者が業務を受託した場合、一般的には初回から採算に見合うというのではなく、様々なアイデアを出すことにより、受託回数を追うごとに徐々に経費の削減を図るものであり、1、2回実施してみて赤字が出たからといって拙速に判断しないでほしい。また、今の市場調査等の業界を前提とした場合、現状では受け皿がないことは事実であるが、今後、民間事業者の参入を促すような方策が必要。
- ・ 国直轄の郵送調査については、民間事業者の活用を積極的に実施していくべきものと考えられるが、越前市の例のような調査員調査については、当該活用の導入に関し十分検討する必要がある。
- ・ 民間事業者の活用の推進に当たっては、一括した全面的な委託という方法だけにこだわるのではなく、統計調査関係業務における部分委託の拡大という方法も考える必要があるのではない。
- ・ 就業構造基本調査における越前市の事例においては、受託事業者の本社が東京にあり社員の出張旅費等が多額にのぼったことが赤字の大きな原因とされているが、昨年、川崎市で行った住宅・土地統計調査の試験調査の民間委託の結果をみると、例え首都圏で民間委託を実施した場合であって

も、コスト的には厳しいものがあり、現行の法定受託事務については、民間事業者が受託できる環境にはない。自治体としても、入札の不落による統計調査の欠落等を考えると、慎重にならざるを得ない。

事務局から、資料2、3に基づき、統計調査の民間委託に係るガイドラインにおける民間委託の推進対象業務及び各省からの報告により取りまとめた指定統計調査における民間事業者の活用状況に関する説明が行われた。

総務省統計局から、資料4に基づき、所管統計調査における民間事業者の活用の実例に関する説明が行われた。

経済産業省から、資料5に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究の結果等を踏まえた民間事業者の実態に関する説明が行われた。

上記 ~ の説明を踏まえ、民間事業者の活用の在り方について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《国直轄の郵送調査について》

- ・ 国直轄の郵送調査については、システム化の工夫によって民間事業者を活用することが可能であるが、調査員調査については、どの部分について経験を重ねて改善を図ることが可能か検討すべき。
- ・ 国直轄の郵送調査である科学技術研究調査については、引き続き公共サービス改革法に則って民間事業者を活用することは概ね妥当であり、国直轄の郵送調査は、比較的民間事業者の活用に適しており、同法の対象とすることも視野に検討が必要。

《地方公共団体経由の調査員調査について》

- ・ 現行の統計調査は、研修等を含めた調査員制度の上に成り立っているものであり、当該制度は一朝一夕に構築できるものではないことから、調査員業務を軽々に民間事業者に開放するということは難しいのではないかと。
- ・ 越前市の場合、調査員の一部を登録調査員にお願いして実査を行っており、民間事業者等からは、登録調査員の協力をどのようにして得るか等が課題であるという意見が出ている。
- ・ 民間事業者の活用にあたり、統計の人材育成の中で、登録調査員に蓄積されたノウハウをどう活用していくべきかの道筋をつけるべき。
- ・ 質の高い登録調査員が高齢化している状況において、長期的な視点から市町村単位を中心としたコミュニティの中で再生・保持していくことも一つの選択肢として検討すべき。また、調査員調査として残すべき範囲はどこなのか整理した上で、将来的に調査方法を合理化する部分で民間事業者を活用することが適当ではないかと。
- ・ 登録調査員は、市区町村ごとに登録されており、高齢化が進んでいるところもあれば、調査員の紹介等によってバランスが取れているところもあり区々である。
- ・ 官民間問わず、ある情報を収集するためのプロセスは同様であり、問題はどのくらいのコストをかけることができるかではないかと。
- ・ 調査員調査を支える日本全体のシステムとして登録調査員制度が確立されていることに留意すべき。

- ・ 地方公共団体経由の調査員調査については、質の維持向上と効率化の観点も含めて本ワーキンググループで今後も引き続き議論することが必要。

《民間事業者の参入のための環境整備について》

- ・ 官が実施していたものを民に委ねる場合、品質を確保するためにコストをかけることになるが、経験を重ねることによってコストが下がることになるのかどうかを分析することが有用ではないか。
- ・ 民間事業者の活用にあたって、これまでに政府として蓄積してきた実査や審査のノウハウを如何にして民間事業者伝えていくかを長期的な視点で考えることが必要。
- ・ 承認統計調査を含めれば、広い範囲で民間事業者の活用が行われているが、民間事業者の損益状況は必ずしもよく分からないことから、それぞれの民間事業者がどのような形で委託されるとやりやすいのかを把握すべき。

《官民競争入札等監理委員会との関係について》

- ・ 官民競争入札等監理委員会（統計調査分科会）における議論の役割と本ワーキンググループにおける議論の役割をどのように考えるべきか整理すべきであり、少なくとも本ワーキンググループにおいては、統計の立場から、どの部分については民間事業者の活用が可能かどうかのコンセンサスを得ておく必要がある。また、中長期的に統計の質を問われた場合の責任の所在についても考えておくべき。
- ・ 官民競争入札等監理委員会と統計委員会の役割分担については、公共サービス改革法の対象業務を踏まえた整理を行うことが必要。

（２）データ・アーカイブの整備について

事務局から、資料6に基づき、各府省での指定統計調査の調査票情報等の保存状況の調査結果に関する説明が行われた後、これを踏まえ、その在り方等について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 昭和50年代以前の磁気媒体のデータが、資料6のとおり、必ずしも十分に保存されていないとすれば、早急に対処しないと将来のデータ・アーカイブの整備の上で大きな支障になる。
- ・ バックアップの保存先としては、外部業者に保存を委託している場合及び遠隔地のバックアップセンターに保存している場合があるが、いずれの場合もアーカイブを前提として保存していないため、データを常に読み出せる状態にはなっていない。常に読み出せる状態のものを整備するというのであれば、相当のリソースが必要となるため、どのような整備を行うか等の方針を整理する必要がある。
- ・ 二次的なデータベース上に共通の属性情報だけを付加してデータを利用できるような仕組みの設計部分については、それほど労力や予算はかからないのではないか。
- ・ 社会科学や人文科学の分野において、官庁統計のように系列的に取れているデータ群がアーカイブされることは大変重要なことであり、こうしたプロジェクトを発足させるためには、官と学の連携が必要ではないか。
- ・ データ・アーカイブを整備するとなると、相当の予算が必要となってくるので、統計委員会から総合科学技術会議に対し、統計データ・アーカイブの整備について取り上げてもらうよう要請すること

も視野に検討すべきではないか。

- ・ 現在の指定統計調査における調査票情報等の保存は、必ずしも望ましい状況ではないことから、政府全体としての統一的な保存の基準やガイドラインを策定し、それを踏まえて各府省が取り組んでいくことが必要。
- ・ データが劣化して使用できなくなるような定期的なアクセスモニタリングを行うことや、適切な保管場所にデータを保存することが必要である。また、データ・アーカイブの整備は官・学が連携して進めるべき問題。
- ・ プログラム言語が統計毎に異なっているのは問題であり、現在のものの統一を図った上で、過去のものも修正していくべき。

(3) その他

事務局から、資料7に基づき、これまでの審議状況を踏まえ、今後の進め方について一部変更したい旨の提案が行われ、了承された。

次回の第4ワーキンググループ会合は、4月22日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>